

第1 監査の対象 市民自治部（市民自治推進課，市民窓口センター，市民相談情報課，防犯交通安全課，六会市民センター，片瀬市民センター，明治市民センター，御所見市民センター，遠藤市民センター，長後市民センター，辻堂市民センター，善行市民センター，湘南大庭市民センター，湘南台市民センター，鵜沼市民センター），市民病院（病院総務課，医事課，教務課），藤沢市民会館サービス・センター株式会社に係る平成27年度（2015年9月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2015年（平成27年）12月25日（金）

第3 監査を実施した委員

監査委員	青	柳	義	朗
同	中	川		隆
同	柳	田	秀	憲
同	栗	原	義	夫

第4 監査の結果

1 市民自治推進課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は，藤沢市市民活動推進センター運営管理業務ほか11件で，契約金額 72,692,292円（単価契約分を除き，長期継続契約については平成27年度分の契約金額），支出済額 34,293,489円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，10件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，委託料の設計に係る積算内容に見直しが必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこの課が管理する施設は，高倉市民の家ほか43施設となっている。

これら施設の維持管理状況について，公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は，次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果，適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

1 1月27日に地域市民の家 10箇所及び普通財産 2箇所を抽出して現地を調査をした結果、目的外使用許可手続がなされていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

イ 施設の目的外使用許可について

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、高倉市民の家における自治会防災倉庫ほか 116件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがあるもの（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。）があるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

ウ 普通財産の貸付について

9月末日現在におけるこの課が管理する普通財産の貸付の状況は、高木邸市有地（土地）ほか 1件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

エ 施設用地等の賃借について

9月末日現在におけるこの課が管理する施設用地等の賃借状況は、藤が岡市民の家ほか 7件となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

オ 賃借物の転貸について

9月末日現在におけるこの課が管理する転借物の転貸の状況は、江の島市民の家の飲料等自動販売機ほか 3件となっている。

これらが「民法」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地建物転貸契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(3) 補助金の執行は適正か

9月末日現在における補助金の執行状況は、藤沢市地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助金ほか 3件で、交付決定額 19,342,000円，支出済額 15,919,000円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

2 市民窓口センター

(1) 証明閲覧手数料及び火葬場使用料の収入は適正か

9月末日現在における証明閲覧手数料の取扱件数は130,877件で、収入済額は37,285,100円、火葬場使用料の取扱件数は832件で収入済額は12,775,000円となっている。

これらが「藤沢市手数料条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、9月1日分から同月15日分までを抽出し、戸籍証明書等の請求書、住民票の写し等交付請求書、藤沢聖苑使用許可申請書、印鑑登録証明書交付申請書、収納金通知書等を調査した結果、収入済額は適正なもの認められた。

また、12月1日に窓口での取扱現金を実査した結果、現金残高は各種請求書及び申請書の内容に基づく手数料の合計金額と一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、番号制度対応のシステム改修業務ほか13件で、契約金額53,218,045円（単価契約分を除き、継続費及び長期継続契約については平成27年度分の契約金額）、支出済額3,053,347円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なもの認められた。

3 市民相談情報課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、平成27年度藤沢市コールセンター運營業務ほか9件で、契約金額45,448,687円（単価契約分を除き、長期継続契約については平成27年度分の契約金額）、支出済額15,824,308円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、9件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、部分払額が適切でないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこの課が管理する施設は、文書館である。

この施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

11月17日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

4 防犯交通安全課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市GPS機能付き携帯電話を活用した防犯対策システム機器管理運営業務ほか11件で、契約金額8,428,319円（単価契約分を除く。）、支出済額5,240,150円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、契約方法の見直しが必要なものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 補助金の執行は適正か

9月末日現在における補助金の執行状況は、防犯灯補助金ほか5件で、交付決定額168,112,012円、支出済額114,566,243円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、補助金が過大に交付されているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。

5 六会市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月11日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書、納付書兼納入済通知書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、六会市民センターほか36施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園緑地にあつては維持管理、占用及び使用の許可、使用料等の徴収及び修繕、緑の広場にあつては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、六会市民センターのみである。

公園敷地については、そのすべてが公有財産で、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約等により借り受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は、都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ウ) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

a 六会市民センター

11月11日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 9箇所、緑の広場 2箇所を抽出して11月11日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ウ) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、六会市民センターにおける第1種電話柱ほか1件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、六会駅前公園における六会駅前自治会文化祭ほか41件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園内行為許可申請書、公園内行為許可書（控）、公園使用料減免申請書等を調査した結果は、次のとおりである。

a 本来は公園の占有とすべきものを公園内行為として取り扱い、使用料の徴収が過少となっているものがあったので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

b 申請に遅延があるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

6 片瀬市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月25日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

7 明治市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月17日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書、納付書兼納入済通知書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、明治市民センター庁舎管理等業務ほか4件で、契約金額19,729,848円、支出済額7,270,149円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

8 御所見市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月25日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書、納付書兼納入済通知書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、御所見市民センター庁舎管理等業務ほか4件で、契約金額8,599,768円（長期継続契約については平成27年度分の契約金額）、支出済額3,340,427円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、御所見市民センターほか17施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園緑地にあつては維持管理、占用及び使用の許可、使用料等の徴収及び修繕、緑の広場にあつては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、御所見市民センター及び御所見市民センター駐車場である。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借

り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約等により借り受けているものと県有財産の使用の許可を受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は、都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(7) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 現地調査

a 御所見市民センター及び御所見市民センター駐車場用地

1 1月25日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 7箇所、緑の広場 3箇所を抽出して1 1月25日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、御所見市民センターにおける室外公衆電話ボックスほか 11件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、大上公園におけるお祭りの休憩所のみとなっている。

これが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園内行為許可申請書、公園内行為許可書（控）、公園使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがある（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。）ものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(9) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、菖蒲沢公園における納涼祭のやぐら等ほか 1件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書（控）、公園使

用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがあるなど（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。）、事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

9 遠藤市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月24日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書、納付書兼納入済通知書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、遠藤市民センター庁舎管理等業務ほか2件で、契約金額9,046,464円（長期継続契約については平成27年度分の契約金額）、支出済額2,651,128円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

10 長後市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月27日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書、納付書兼納入済通知書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 補助金の執行は適正か

9月末日現在における補助金の執行状況は、商店街活性化事業補助金ほか5件で、交付決定額2,478,000円、支出済額1,942,500円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(3) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、長後市民センターほか32施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園緑地にあつては維持管理、占用及び使用の許可、使用料等の徴収及び修繕、緑の広場にあつては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、長後市民センターのみである。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約等により借り受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は、都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(7) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 現地調査

a 長後市民センター

11月27日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

b その他の施設

公園 10箇所、緑の広場 2箇所を抽出して11月27日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、長後市民センターにおける防災倉庫ほか 12件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、長後公園における自主防災訓練のテントほか 5件となっている。

これが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書（控）、公園使用料減免申請書等を調査した結果、申請が遅延しているものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

11 辻堂市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月19日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証

明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書、納付書兼納入済通知書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、辻堂市民センターほか 28施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園緑地にあつては維持管理、占用及び使用の許可、使用料等の徴収及び修繕、緑の広場にあつては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、辻堂市民センターのみである。

公園敷地については、そのほとんどが公有財産で、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものが一部あるが、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約等により借り受けているものと県有財産の使用の許可を受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は、都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(㍑) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(㍒) 現地調査

a 辻堂市民センター

11月19日に現地調査した結果、目的外使用許可手続きがなされていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

b その他の施設

公園 8箇所、緑の広場 3箇所を抽出して11月19日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(㍑) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、辻堂市民センターにおける室内公衆電話ボックスほか 6件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、宝珠公園における町内会防災訓練ほか6件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園内行為許可申請書、公園内行為許可書（控）、公園使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがあるなど（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。）、事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(ウ) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、辻堂元町公園における自治会行事のテントほか1件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書（控）、公園使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがあるなど（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。）、事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

12 善行市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月19日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書、納付書兼納入済通知書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、善行市民センターほか33施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園緑地にあつては維持管理、占用及び使用の許可、使用料等の徴収及び修繕、緑の広場にあつては維持管理となっている。

また、このセンターが管理に関する事務を行う施設のうちこのセンターが公有財産の所管課となっているものは、善行市民センター及び善行市民センター駐車場用地である。

公園敷地については、そのすべてが公有財産で、その所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約等により借り受けているものがあるが、これらの契約事務の所管課は、都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(7) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 現地調査

a 善行市民センター及び善行市民センター駐車場用地

11月20日に現地調査した結果、適切なものと認められた。

b その他の施設

公園 7箇所、緑の広場 3箇所を抽出して11月20日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

9月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、善行市民センターにおける災害対応型飲料自動販売機ほか 5件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 普通財産貸付

9月末日現在における普通財産貸付の状況は、善行市民センター駐車場用地における電柱等のみとなっている。

これが「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書、公有財産借受申込書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(9) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、椎の実公園における町内会防災訓練ほか 4件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園内行為許可申請書、公園使用料減免申請書等を調査した結果、申請が遅延しているものが見受けられたので留意されたい。

(10) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、稲荷中郷公園における夏祭りの仮設テントほか 8件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがあるなど（使用料については免除としているので、徴収

額の変更は生じない。) 事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので留意されたい。

13 湘南大庭市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月20日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書、納付書兼納入済通知書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務(湘南大庭近隣公園)ほか5件で、契約金額48,231,480円、支出済額7,752,133円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

14 湘南台市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月25日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書、納付書兼納入済通知書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

9月末日現在におけるこのセンターが管理に関する事務を行う施設は、青葉公園ほか22施設となっている。

なお、管理に関する事務の内容については、藤沢市行政組織規則によれば、公園緑地にあつては維持管理、占用及び使用の許可、使用料等の徴収及び修繕、緑の広場にあつては維持管理となっている。

公園敷地については、そのすべてが公有財産で、その公有財産の所管課は、都市整備部公園課となっている。

緑の広場は、賃貸借契約又は使用貸借契約により借り受けているものであるが、これらの契約事務の所管課は都市整備部公園課となっている。

これら施設の維持管理状況について、公園8箇所、緑の広場2箇所を抽出して11月25日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 公園内行為許可

9月末日現在における公園内行為許可の状況は、渋谷ヶ原公園における防災訓練ほか6件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園内行為許可申請書、公園内行為許可書（控）、公園使用料減免申請書等を調査した結果、減免決定通知がなされていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 公園占用許可

9月末日現在における公園占用許可の状況は、湘南台公園におけるバザーのテントほか19件となっている。

これらが「藤沢市都市公園条例」、「藤沢市都市公園条例施行規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、公園占用許可申請書、公園占用許可書（控）、公園使用料減免申請書等を調査した結果、使用料の算定に誤りがあるなど（使用料については免除としているので、徴収額の変更は生じない。）、事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

15 鶴沼市民センター

(1) 現金の取扱いは適切か

このセンターでの取扱現金について11月27日に住民票の写し等交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等の請求書、納付書兼納入済通知書等を実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、公園管理業務ほか4件で、契約金額35,363,510円、支出済額12,018,672円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、再委託の承諾に係る手続がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

16 病院総務課

(1) たな卸資産の購入手続は適切か

9月末日現在におけるたな卸資産及び診療材料等の購入状況は、貯蔵品の支出済額が900,086,760円、診療材料等の支出済額が758,590,363円となっている。

これらの購入手続が「藤沢市契約規則」、「藤沢市物品会計規則」、「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、薬品にあっては18件を、職員被服にあっては1件を、診療材料にあっては33件を、給食材料にあっては

20件を、医療消耗備品にあつては 16件を、燃料にあつては 2件を抽出して、物品購入等契約施行決裁書兼検収調書、物件供給契約書、単価供給契約書、支出命令書等を抽出して調査した結果、適切なものと認められた。

(2) 賃借料の執行は適正か

9月末日現在における賃借料の執行状況は、職員住宅ほか 68件で、契約金額 322,664,024円（単価契約分を除き、長期継続契約については平成27年度分の契約金額）、支出済額 208,357,253円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、10件を抽出して賃貸借契約書、支出命令書等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(3) 医療器械及び備品の購入手続は適正か

9月末日現在における医療器械及び備品の購入状況は、透析用監視装置及び透析装置ほか 16件で、支出済額 112,859,298円となっている。

これらの購入手続が「藤沢市契約規則」、「藤沢市物品会計規則」、「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、物品購入等契約施行決裁書兼検収調書、予算執行決裁書、支出命令書、物件供給契約書、納品書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(4) 修繕費の執行は適正か

9月末日現在における修繕費の執行状況は、193件 50,545,698円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」、「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、支出負担行為書、支出命令書等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(5) 消耗品費の執行は適正か

9月末日現在における消耗品費の執行状況は、442件 34,345,093円となっている。

これらが「藤沢市物品会計規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、50件を抽出して物品購入等契約施行決裁書兼検収調書、支出負担行為書、支出命令書、請求書等を調査するとともに、12月3日に病院総務課等において現地調査を行い、45件について現物確認をした結果、実施した手続（市役所内部の調査に限定しており、支払先への調査は行っていない。）の範囲内において、支出済額は適正なものとして認められた。

17 医事課

(1) 委託料の執行は適正か

9月末日現在における委託料の執行状況は、医事業務等業務ほか 1件で、契約金額 375,821,762円、支出済額 153,165,000円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、公募型プロポーザルに係る決裁書、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同変更契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令書等を調査した結果、公募手続きの事務処理等に検討を要する

ものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

18 教務課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

19 藤沢市民会館サービス・センター株式会社

(1) 財務に関する事務の執行は適正か

ア 調査内容等について

平成26年度貸借対照表及び損益計算書と総勘定元帳との突合、平成27年度総勘定元帳、株主総会及び取締役会の議事録等の査閲、11月5日にヒアリングを行うとともに、財務数値の比較分析等を行った。

主要な監査手続は以上のとおりであり、各会計年度の財務書類について適否の意見を述べるものではない。

イ 事業の状況について

この法人は、昭和43年に藤沢市民会館の開設と同時に藤沢市及び民間資本を導入して設立された。実施する事業は、市からの受託事業としての藤沢市民会館の保守管理業務、音響・照明・舞台装置の操作等業務及び藤沢市湘南台文化センターの指定管理業務、また、自主事業としての催し物興業に関する企画・誘致・斡旋及び食堂・売店等の運営等である。

ウ 財務に関する事務の執行についての総括

この法人の決算書については、退職給付引当金の積立不足額の計上など合理的に作成し、報告することが必要である。